

本書の抜粋、要約、改編を禁じる。

「宗教法人大蔵寺と栗野自治会（旧栗野区）との紛争」 概要

本書は地元自治会の方や、元自治会役員、その他関係者による内容精査の上、宗教法人大蔵寺役員会の承認をもって公開しております。

なお、資料提供者、証言者、協力者の安全のために身元特定の間い合わせには応じることが出来ません。

*協力者の方々が特定されて、生活や個人情報の安全が脅かされるようなこと、身の危険にさらされる様な事があれば、速やかに然るべき対処を行います。

初めに

本書の作成、公開する目的。

地元民や近隣の方々から事実公開の強い要望があった為。

以下、大蔵寺に寄せられた要望

- ・地元民、地元自治会員も世代交代が始まり、事実を知らずに紛争だけが継続されることは本意では無い。
- ・地元有力者や立場がある者による、古き悪しき慣習を次世代に持ち越したくない。
- ・本来有るべき道徳観念を地元に取り戻したい。
- ・事実を公にしなかった大蔵寺にも落ち度があるとの指摘があった。(十分な事実確認、資料、証言などの調査に時間がかかり、公表が遅くなった。)

本書に対して異議、反論がある場合は「内容証明郵便」或いは「公での討論」にて受け付けます。

*異議、反論受付期間は本書公表時より2ヶ月以内と致します。

*討論においては傍聴人がいない場所での対応は出来かねます。

*内容証明郵便、公での討論のいずれであっても、公正を保つために、そのやりとりは全てホームページで公開致します。

*本人名前、所在を公に出来ない方の異議、反論は応じられません。

*内容証明郵便の場合は、当法人からも内容証明で返信します。公開における公正を保つために墨入れや改編が出来ないよう、写真やスキャンで保存したデータを当法人ホームページに掲載致します。(双方、個人情報も含めて一切の墨入れ、改編は致しません。)

*公での討論は公正を保つため、録画と音声の保存をして当法人ホームページに掲載を致します。モザイク処理や音声の変換は致しません。

*当法人は上記の条件で、全ての異議、反論を受け付けます。

栗野自治会との問題

大蔵寺と地元栗野自治会（旧栗野区）との諍いについて。

先代代表役員までの要点。

諍いの前提となる事柄

・大蔵寺は宗教法人であり本来、その運営は宗教法人法と寺院規則に則るものである。宗教法人の運営の主体は正規の利害関係者（檀家信者）でなければならない。しかし先代住職の時代はこれに反し、地元地域、自治会（旧栗野区）が大蔵寺運営の主体となり、大蔵寺の法人役員も他教徒が含まれる地元民から選出されていた。

・大蔵寺には宗教法人法に基づく正規の利害関係者（檀家信者）が存在しているが、地元地域にはその存在が知られていなかった。

・もとより地元民、自治会員には大蔵寺の檀家信者は存在していない*1。

本来、地元自治会とは近隣の共生関係に過ぎない。

・地域民、自治会は大蔵寺が「村寺（地元の任意団体の寺社）」の認識があり、大蔵寺が宗教法人であることと、その意味は理解されていなかった。（宗教法人は、寺院名に付属している呼称に過ぎないと認識されていた）。

・寺院は全て地元民の物であるという誤った認識が、地域には少なからず存在していた。

***自治会から総代を選出するようになったのは昭和50年、大蔵寺先代代表の時である。**

これには記録がある。

*1、元より地元地域や自治会には大蔵寺に正式に登録をしている利害関係者は存在していなかったが、自治会（旧栗野区）は地域民の全てが大蔵寺信徒であると勘違いをしていた事から、大蔵寺は混乱を防ぐために平成16年、自治会（旧栗野区）全戸に「大蔵寺檀家信者確認書」を送付したところ、当時自治会長からは戸籍調査、身元調査として非難され、地元より選出されていた町会議員からも即刻、檀家信者の確認調査を中止せよとお達しがあつた為に、この作業を中止した。

檀家信者の人員を明確にし、名簿登録を行う事は宗教法人として必要な行為であり、檀家信者の義務でもあるので、これを自治会長と地元議員より中止せよと要望されたことにより、地域民、自治会員は大蔵寺の利害関係者では無い事が、はっきりと確認された。

当代代表が大蔵寺に晋山した当時に起こった諍い。

第一次紛争。

・平成15年。大蔵寺法人正規の代務者（副住職）がおり、高齢の代表役員（住職）に代わって法人運営を担っていた。

現代表役員は先代の弟子として大蔵寺に仕えていた、単なる寺院従事者であった（決定権や議決権は無い）。

・副住職が地元主体の宗教法人運営、自治会選出の他教徒含む総代選出を改め、宗教法人法に定められる寺院規則に則る法人運営を行う事を総代に示した。

・地元選出の総代は、法に準ずることを承知し、まずは現総代会を解散し、新規に正規の檀家信者から総代を選出する事を。総代会で決定する。

・地域、自治会（旧栗野区）にとっても重要事項であるので、自治会総会で正式に発表を行い、事前の混乱を避けるために自治会総会までは、この決定を他言しない事を当時の総代会で決定。

・当時の総代の一人である地元名士が、他言無用の決議を無視し、この決定事項を誤った内容で地元民に流布。また、その者の実母は大蔵寺観音講のリーダーであり、電話連絡網で地元会員に流布してしまった為に、翌日には誤った情報が地域に蔓延した。その内容は「大蔵寺は栗野区を蔑ろにする」「栗野区民を切り捨てた」。

・当時の総代メンバーは、この誤った情報の流布の払拭に奔走するが、既に出回った情報により、地域民と大蔵寺の間に大きな亀裂が入る。この噂の払拭が出来なかった総代が大蔵寺に謝罪するが、既に取り返しがつかない状態に陥っていた為に、ここで決裂。

・予定していた地域総会では、この問題で収拾がつかないほど紛糾し、総代の正しい説明にも罵詈雑言が飛び交う事となる。

・後に、この問題の火種となった総代の一人を宗教法人大蔵寺に対する信用毀損で告訴をしたが、時効成立によって損害賠償請求ならず。

この裁判では、この地元名士である当時総代は「自分の立場が危うくなることを懸念して、誤った噂を流した」事を認めている。

・どのような訳か、当時まだ一介の大蔵寺従事者に過ぎなかった現大蔵寺代表が、地元選出の総代を解任して、地元民を蔑ろにし、地元民を阻害した事とされ、村八分や悪評の流布、寺院設備の破壊、脅迫と暴力の脅威にさらされた。

これらの事は、正しく事実が栗野区民に伝わらなかったこと、大蔵寺が弁明を行う機会を一切設けてもらえなかった事から、現在では地元から発信された大蔵寺の有らぬ悪評が広く届き、地元栗野のみならず宇陀市内や都市部、インターネット上でも大蔵寺と、代表個人がバッシングされている状態である。

第二次紛争。

先代代表から次期代表（現代表）へ、事務の引き継ぎ作業が行われていた時期には、大蔵寺と地元栗野自治会との間に墓地問題が勃発した。

大蔵寺現代表は、まだ正式に就任しておらず当時、施設に入院していた先代から事務引き継ぎの作業を行っていた際に「栗野区の墓地は、大蔵寺が無償無期限で土地を貸している事になっている」と口頭で聞かされ、それを確認する書類などは存在しないとされていた。

次期（現在の）代表は、墓地に使用する土地の賃貸の様な重要事項に、契約書などの書類が一切無いのは、どのような事なのかと疑問を持ち、平成16、17年の自治会長（元大宇陀町役人）に口頭で質問をした。

その質問内容は「大蔵寺には墓地に関する書類が一切無いので、もしも自治会に保存されている書類があるなら、複写を願いたい。」と。

この質問に対して、平成16、17年の自治会長は「そんなものがあるか！！」「余所者が余計な詮索をするな！！」と考えがたい程に激昂したので後日、文書にて確認依頼を行った。

土地の賃貸の契約内容は法人運営の引き継ぎにも必要であるので、書類の有無を確認する依頼書類を二度、当時の自治会長に送付したが、これを長い時間無視をされたので抗議文を送付したところ突然、自治会長は独断で弁護士（自治会内で協議なし）を雇い、臨時の地元総集会を開催した。

地域総会では、大蔵寺が送付した抗議文の一部表現のみを抜粋し、内容が改変された資料を用いて、公然と大蔵寺を非難。

総会の議題は、大蔵寺が墓地について突然、難癖を付けて来たこととして、総集会資料には自治会長が「(大蔵寺の墓地への質問に対して)何かあると考えて、とっさに書類は無いと嘘をついた」旨が記されている。

このことから第一次紛争から燻っていた地元民の大蔵寺に対する批判と、当時の自治会長が行った総集会により、第二次紛争が勃発した。

当時の大蔵寺と自治会長のやりとりは、次期自治会長（平成18年）によって調査がなされ、自治会側の対応に落ち度があること、当時の自治会長の独断で対応していたことが確認されている。

そして大蔵寺が自治会に送付した2通の確認願い書は、自治会資料に存在していた事が明らかになっており、大蔵寺が突然自治会に難癖を付けた事実が無い事は確認されている。

しかしながら自治会は、この調査結果を地元民に発表しなかった（前自治会長や他有力者の圧力）現在でも大蔵寺が自治会に対して難癖をつけたことにされている。

大蔵寺は、あくまでも墓地の土地賃貸に関しての書類確認を自治会に御願いをしただけであり、それまでの様に無償無期限という条件に異論は無かったが、この様な紛争を起こされてしまった以上、無償無期限という条件を破棄し、有償賃借にするしか無かった。

次期の平成18年の自治会長は、自治会内で調査を行い、前自治会長が行った独断の対応に落ち度があったことを確認した後、問題の解決の為に奮闘したが、前自治会長からの度重なる嫌がらせにより頓挫。

さらには、前自治会長が独断で雇った弁護士によって、自治会内に「大蔵寺問題拡大委員会」なる組織を結成するよう指導された。その組織は公然と大蔵寺を非難し敵対する為の組織であった。

大蔵寺問題拡大委員会（以後、拡大委員会）の委員長は現職の自治会長とされていたが、実際は前区長と弁護士によって独占されたワンマン運営であり事実上、前自治会長の私設の委員会であった。当時の委員長と委員はこれに対応できずに（拡大委員会メンバーからの証言）委員長は辞任。

後の拡大委員長は、大蔵寺との諍いを勃発させた前自治会長が就任。

ここで、前自治会長による拡大委員会の独裁体制が完成。

当時の拡大委員数人が「一度、大蔵寺と話し合いの場を持つべきである」と提案したことに対して、第二次紛争勃発時の平成 16, 17 年自治会長でもあった新拡大委員長が、激しく机を叩き暴言を吐くなど、およそ民主的では無い暴力的な行為によって、それを独断で却下したことも、調査報告がされている。

また、自治会、自治会員、拡大委員会が気づき知らぬところで大蔵寺現代表を解任するように、当時大蔵寺が所属していた真言宗豊山派に求め、隣市の議員などに働きかけて、本山長谷寺へ苦情を申し入れるなどなど、この者の暴挙に拍車がかかった。

これらの事から、大蔵寺は真言宗豊山派から離脱し、単立の真言宗寺院となる。

この現大蔵寺解任を要望した事実は、後に豊山派より自治会名義で送付されてきた内容証明の複写をもって確認している。

この内容証明の複写は、現在保管中。

後の調査で、前自治会長が行っていた大蔵寺への様々な活動は、自治会長、自治会員、地元民、拡大委員会の者も、一切知らなかったことが各証言により露見。

この様な事から、第二次紛争は自治会、地元民の総意で大蔵寺へ非難行動を行っていたのでは無く、平成 16, 17 年時の自治会長が単独で行っていた行為である事が確認できた。

また、この間には、大蔵寺が自治会に送付した対話を望む要望書も、この者の独断で全て受取拒否で返送される（受取拒否をされた郵便物は、受取拒否の付箋と自治会長の署名も、当時のまま保管している。）など、大蔵寺からの全ての事柄が拒絶されている。

拡大委員会は、この様に第二次紛争を引き起こした元自治会長が、委員長を兼任して独裁化したことから雲散霧消、自然消滅の状態となった。

この紛争の間、大蔵寺は何をしていたのか。

平成 18 年の自治会長と大蔵寺は度々、第一次紛争からの問題解決を図るための面会を行ってきた。

この時の自治会長は精力的に、この問題に取り組み、宗教法人について自ら調べ、紛争に至った調査を行った。

当時の自治会長は、自治会と大蔵寺の正式な和解のための対話を模索、検討を行っていたが、既に退任はしていたものの自治会の規則上相談役として自治会役員に残留していた前区長（平成 16, 17 年、第二次紛争のきっかけになった自治会長）が、18 年自治会長に対して「大蔵寺と自治会の対話は絶対に行ってはならない、自治会員個人でも大蔵寺

代表と話をしてはならない」と強く主張し、この当時自治会長に対しても個人的な誹謗中傷、嫌がらせ「お前も大蔵寺住職みたいに村八分になりたいか！等の発言」を行うなどを
して、自治会と大蔵寺の正式な対話は一切、実現する事は無かった。

現在、地元民の協力を経て、明らかになったこと及び、新たな出来事。

・現在に至るまで第一次紛争、第二次紛争は、実際に何が起こっていて、何が原因で地元と大蔵寺が揉めているか理解していない住民が多数である事が確認出来た。

自治会によってこれらの問題が正確に地元民に申し伝えられていなかったことが判った。

・地元民の殆どが「その場の空気」に流されていたことが判った。(地元で立場有る者や有力者からの同調圧力)

・特に第二次紛争は発端が何であるかすら解らない地元民が多数であり、当時の自治会役員、拡大委員会、**地元民は、自治会総意で大蔵寺代表と大蔵寺に対して反目していた事すら知らない者が多数**(現在の自治会役員であっても、紛争内容は知らなかった)。

・地元民と現自治会役員は、自治会員の総意で大蔵寺代表解任の要請を行っていた事に対しては、かなり驚愕をしている。

・ついには**平成28年1月10日当時、第二次紛争の発端となった自治会長の親戚である宇陀市社会教育委員が、あるうことか自治会総会にて大蔵寺代表役員の個人資産を調べ上げて発表を行うなどの暴挙を行う。**

この者の発言は、総会内で他役員から不適切であると咎められ、そして意外にも大蔵寺の紛争相手であった地元民、自治会員が、これまた地元民である社会教育委員に対して「どのような考えがあろうとも流石にこれはやり過ぎである」「何故、ここまで大蔵寺代表を貶める必要があるのか」と非難の声が上がり、多くの地元民の提案と後押しで、宇陀市人権推進課に申し入れて人権問題として大きく取り扱うこととなった。**(宇陀市人権推進課の調査が入り、人権問題に抵触することが確認されているが、この行為に何の問題があるのかと、本人に一切の反省の念が無い事が報告された。市は法令上、これ以上の本人追求は出来なかった。*行政は他人の思想を変える執行力は無いので。)**

しかしながら、幸いにしてこの一件より、大蔵寺に対する噂や誹謗中傷に疑問を持つ地元民が多く現れることとなり、紛争の事実を知ろうとする地元民や当時の関係者から、この紛争問題に対する調査協力を行ってもらえるようになり、紛争はやや沈静化をしてきている。

結論。

・第一次紛争、第二次紛争共に、それぞれ全て地元で立場がある役に就いていた者が**独断で引き起こした事件である。**

・大蔵寺への弾劾は地元民、自治会「総意」とされていたが、実は殆どの者が、よく解らぬまま空気に流されていたこと。(地元で立場がある者や有力者からの同調圧力)

つまり、立場のある人物が地元民の「総意」をでっち上げて、紛争を作り上げていたことが露見した。

現在では自治会員、地元民の多くがこの事を理解している状態。(怖くて口に出来ない)

- ・現代表が地元の人間では無い事。(山村によくある排他的風習)
- ・先代住職の時代、地元自治会(旧栗野区)の立場のある者が、大蔵寺内で我が物顔で跋扈しており、現代表就任時にその行為が咎められた事への私怨。

地元有力者や立場がある者が、自らの利の為に宗教法人である大蔵寺を地域寺にしてしまった。

高齢である先代を懐柔していたが、次期代表(現代表)に代替わりした際、それが通用しなくなった。

・大蔵寺の先代代表時に、墓地関係者が上手く隠し通していた問題を、現大蔵寺代表が、ほじくり返したのではないかと疑われ、平成16、17年の自治会長の警戒心をあおってしまった。(第二次紛争時の地域総会資料にある、自治会長の「何かあると思って、とっさに嘘を言った」という文言。大蔵寺は、これをきっかけに調査を開始した。*実際に問題があった。)*知られてはならないという書類の発見など。)

・二次紛争(墓地問題)は、大蔵寺代表が墓地のことで聞きたいことがあるという質問を行った事が、これほど大騒ぎになるのは、おかしいとの地元民の意見が挙がる。

現在では紛争勃発当時の総会資料内での、「何かあると思ってとっさに嘘をついた」との自治会長のコメントに対して、何かあるのはむしろ当時自治会長やそれに関わる者の方では無いのか?の疑問の声が起こる。

- ・自治会組織が近代的では無く、機能していない。
- ・村寺と宗教法人の違いを地元民が把握していなかった。

*自治会から総代を選出するようになったのは昭和50年、大蔵寺先代代表の時である。これには記録がある。

補足

現在インターネット、SNSなどに挙げられている事は勿論のこと、大蔵寺に対する悪意がある誤った情報の流言に対しては、準備が整った順に然るべき処置を行う。

大蔵寺と地元地域、自治会との長きにわたる紛争の闇を取り上げて下さったメディアの方、宗教法人運営と文化財について正しい知識を授けて下さった奈良県、文化庁の方々、学問の視点から大蔵寺を支えて下さった多くの学者の皆様、同調圧力と有力者の視線が有る中で勇気を出して資料提供や証言をして下さった自治会関係者と地域の皆様、大蔵寺を信じて支えて下さった多くの奉賛者の皆様。

皆様方には、大蔵寺役員会と檀家信者より心から感謝を致します。

令和5年2月15日

奈良県宇陀市大宇陀栗野906

宗教法人大蔵寺責任役員会

総代会

代表役員 田邊宏史